

昭和41年3月31日

規則第8号

改正 昭和41年10月31日規則第52号

昭和47年3月31日規則第19号

昭和48年4月25日規則第20号

昭和49年4月19日規則第11号

昭和53年6月1日規則第15号

昭和59年3月30日規則第16号

平成元年6月1日規則第26号

平成9年3月25日規則第5号

平成10年9月28日規則第22号

平成13年3月30日規則第27号

平成16年9月29日規則第53号

平成26年6月30日規則第26号

注 平成9年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市老人憩の家条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平13規則27・一部改正)

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(平13規則27・追加、平16規則53・全改)

(規則で定める書類)

第3条 条例第4条に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該団体の概要書
- (2) 当該団体の活動の実績書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(平13規則27・追加、平16規則53・全改)

(指定管理者の指定等の公告)

第4条 市長は、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。

(平16規則53・追加)

(使用の申請等)

第5条 条例第10条第1項の規定により使用の承認を受けようとする者は、茅ヶ崎市老人憩の家使用申請書により指定管理者に申請しなければならない。ただし、条例第9条第1号に規定する者にあつては、口頭による申請をもって申請書の提出に代えることができる。

2 前項に規定する申請書（前項ただし書に規定する口頭による申請を含む。）は、使用日の属する月の2月前の月

の初日から使用日の５日前までにおける開館日に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

３ 指定管理者は、第１項の規定による申請があった場合において、使用の承認をするときはその旨を、使用の承認をしないときはその旨及び承認をしない理由を、茅ヶ崎市老人憩の家使用決定書（以下「使用決定書」という。）により申請者に通知するものとする。ただし、同項ただし書の場合にあっては、口頭による通知をもって使用決定書による通知に代えることができる。

４ 茅ヶ崎市老人憩の家（以下「憩の家」という。）の使用の決定は、申請の順に行う。ただし、２以上の者が同時に同一の内容の申請をしたときは、これらの者の協議により、又は抽選により申請の順を決定するものとする。

５ 憩の家の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、憩の家を使用する際に使用決定書を関係職員に提示しなければならない。ただし、第３項ただし書の場合にあっては、口頭による申出をもって使用決定書の提示に代えることができる。

（平９規則５・平１０規則２２・一部改正、平１３規則２７・旧第２条繰下・一部改正、平１６規則５３・旧第４条繰下・一部改正）

（使用の取消し）

第６条 使用者は、憩の家の使用を取り消そうとするときは、茅ヶ崎市老人憩の家使用取消届に使用決定書を添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、前条第３項ただし書の場合にあっては、口頭による届出をもって取消届の提出に代えることができる。

２ 前条第２項の規定は、前項の場合について準用する。

（平１３規則２７・全改、平１６規則５３・旧第５条繰下・一部改正）

（使用の内容の変更申請）

第７条 使用者は、条例第１２条の規定により使用の承認を受けた内容の変更をしようとするときは、茅ヶ崎市老人憩の家使用変更申請書に使用決定書を添えて指定管理者に申請しなければならない。ただし、第５条第３項ただし書の場合にあっては、口頭による申請をもって申請書の提出に代えることができる。

２ 第５条第２項本文及び第３項の規定は、前項の規定による変更の申請について準用する。この場合において、同条第３項中「茅ヶ崎市老人憩の家使用決定書（以下「使用決定書」という。）」とあるのは「茅ヶ崎市老人憩の家使用変更決定書」と読み替えるものとする。

（平１３規則２７・全改、平１６規則５３・旧第６条繰下・一部改正）

（使用の承認の取消し等）

第８条 指定管理者は、条例第１３条の規定により使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を中止させるときは、茅ヶ崎市老人憩の家使用取消・制限・中止決定書により、遅滞なくその旨及び理由を当該使用者に通知しなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

（平１３規則２７・追加、平１６規則５３・旧第７条繰下・一部改正）

（利用料金の納付）

第９条 使用者は、指定管理者が指定する期日までに憩の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

（平１６規則５３・追加）

（利用料金の減免）

第１０条 条例第１５条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定める額（その額に１０円未満の端数があるときは、その端数の額を１０円に切り上げた額）とする。

- (1) 国、県又は市が主催し、又は共催する事業のために使用するとき。 利用料金の額の全額
- (2) 国、県又は市が後援し、又は協賛する事業のために使用するとき。 利用料金の額の2分の1に相当する額
- (3) 社会福祉団体が福祉活動のために使用するとき。 利用料金の額の全額
- (4) 市内の公共的団体（市長が適当であると認めるものに限る。）がその目的のために使用するとき。 利用料金の額の2分の1に相当する額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 その都度市長が定める額

2 条例第15条の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、茅ヶ崎市老人憩の家利用料金減免申請書に使用決定書を添えて指定管理者に申請しなければならない。

3 前項の場合において、指定管理者は、必要があると認めるときは、減免を受けようとする理由を証する書類を提出させることができる。

4 第5条第3項本文の規定は、第2項の規定による利用料金の減免の申請があった場合について準用する。この場合において、同条第3項中「茅ヶ崎市老人憩の家使用決定書（以下「使用決定書」という。）」とあるのは「茅ヶ崎市老人憩の家利用料金減免決定書」と読み替えるものとする。

（平13規則27・旧第7条繰下・一部改正、平16規則53・旧第8条繰下・一部改正、平26規則26・一部改正）

（利用料金の還付）

第11条 条例第16条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 指定管理者が災害その他使用者の責めに帰することのできない理由により憩の家を使用することができないと認めたとき。 既納の利用料金の額の全額
- (2) 指定管理者が条例第13条第5号の規定により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させたとき。 既納の利用料金の額の全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めたとき。 その都度指定管理者が定める額

2 条例第16条ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、茅ヶ崎市老人憩の家利用料金還付申請書に使用決定書（利用料金について減免を受けている場合にあっては、当該減免決定書を含む。）を添えて指定管理者に申請しなければならない。

3 前項の場合において、指定管理者は、必要があると認めるときは、還付を受けようとする理由を証する書類を提出させることができる。

4 第5条第3項本文の規定は、第2項の規定による利用料金の還付の申請があった場合について準用する。この場合において、同条第3項中「茅ヶ崎市老人憩の家使用決定書（以下「使用決定書」という。）」とあるのは「茅ヶ崎市老人憩の家利用料金還付決定書」と読み替えるものとする。

（平13規則27・追加、平16規則53・旧第9条繰下・一部改正、平26規則26・一部改正）

（特別の設備等の承認）

第12条 使用者は、条例第19条の規定により特別の設備をしようとするとき又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、茅ヶ崎市老人憩の家特別の設備等申請書に当該特別の設備又は備付けの器具以外の器具（以下「特別の設備等」という。）に係る仕様書、図面その他必要な書類を添えて指定管理者に申請しなければならない。ただし、条例第9条第1号に規定する者にあつては、口頭による申請をもって申請書の提出に代えることができる。

2 第5条第3項の規定は、前項の規定による特別の設備等の申請があった場合について準用する。この場合において、同条第3項中「茅ヶ崎市老人憩の家使用決定書（以下「使用決定書」という。）」とあるのは「茅ヶ崎市老人

憩の家特別の設備等決定書」と読み替えるものとする。

3 条例第19条の規定により特別の設備等の承認を受けた者は、当該特別の設備等に要する費用を全額負担しなければならない。

(平13規則27・追加、平16規則53・旧第10条繰下・一部改正)

(使用者等の遵守事項)

第13条 使用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認を受けた施設及び附属設備（以下「施設等」という。）以外のものを使用しないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 承認を受けた特別の設備等以外のものを設備し、又は使用しないこと。
- (4) 承認を受けないで附属設備及び備付けの器具を移動しないこと。
- (5) 承認を受けないで壁、柱、窓等にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (6) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) その他関係職員の指示に従うこと。

(平13規則27・追加、平16規則53・旧第11条繰下)

(使用後の報告)

第14条 使用者は、条例第20条の規定により施設等を原状に回復したときは、直ちにその旨を関係職員に報告し、その確認を受けなければならない。

(平13規則27・追加、平16規則53・旧第12条繰下・一部改正)

(損傷等の届出)

第15条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(平13規則27・追加、平16規則53・旧第13条繰下)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、憩の家の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平13規則27・旧第8条繰下・一部改正、平16規則53・旧第14条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年規則第52号）

この規則は、昭和41年11月1日から施行する。

附 則（昭和47年規則第19号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第11号）

この規則は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則（昭和53年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年規則第16号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成元年規則第 26 号）

この規則は、平成元年 6 月 4 日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 5 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年規則第 22 号）

この規則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 27 号）抄

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中茅ヶ崎市地域集会施設条例施行規則第 2 条の改正規定、第 3 条中茅ヶ崎市コミュニティホール条例施行規則第 2 条の改正規定、第 7 条中茅ヶ崎市営体育施設条例施行規則第 2 条の改正規定、第 8 条中茅ヶ崎市福祉会館条例施行規則第 2 条の改正規定、第 9 条中茅ヶ崎市老人憩の家条例施行規則第 1 条の次に 2 条を加える改正規定（第 2 条に係る部分に限る。）、第 10 条中茅ヶ崎市老人福祉センター条例施行規則第 2 条の改正規定、第 13 条中茅ヶ崎市茶室・書院条例施行規則第 2 条の改正規定及び第 14 条中茅ヶ崎市氷室椿庭園条例施行規則第 2 条の改正規定は同年 5 月 1 日から、第 4 条中茅ヶ崎市女性センター条例施行規則第 2 条の改正規定及び第 6 条中茅ヶ崎市勤労市民会館条例施行規則第 2 条の改正規定は同年 7 月 1 日から施行する。
- 3 平成 13 年 5 月における第 7 条の規定による改正前の茅ヶ崎市営体育施設条例施行規則第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する日、第 8 条の規定による改正前の茅ヶ崎市福祉会館条例施行規則第 2 条第 2 号に規定する日、第 9 条の規定による改正前の茅ヶ崎市老人憩の家条例施行規則第 6 条第 2 号に規定する日、第 10 条の規定による改正前の茅ヶ崎市老人福祉センター条例施行規則第 2 条第 2 号に規定する日について使用の承認を受けようとする場合における改正後の茅ヶ崎市営体育施設条例施行規則別表、改正後の茅ヶ崎市福祉会館条例施行規則第 4 条第 2 項、改正後の茅ヶ崎市老人憩の家条例施行規則第 4 条第 2 項並びに改正後の茅ヶ崎市老人福祉センター条例施行規則第 4 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「2 月前」とあるのは「1 月前」とする。
- 6 この規則の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市民文化会館条例施行規則、茅ヶ崎市地域集会施設条例施行規則、茅ヶ崎市コミュニティホール条例施行規則、茅ヶ崎市女性センター条例施行規則、茅ヶ崎市美術館条例施行規則、茅ヶ崎市勤労市民会館条例施行規則、茅ヶ崎市営体育施設条例施行規則、茅ヶ崎市福祉会館条例施行規則、茅ヶ崎市老人憩の家条例施行規則、茅ヶ崎市老人福祉センター条例施行規則、茅ヶ崎市茶室・書院条例施行規則及び茅ヶ崎市氷室椿庭園条例施行規則の規定により使用の手続をしたものは、改正後の茅ヶ崎市民文化会館条例施行規則、茅ヶ崎市地域集会施設条例施行規則、茅ヶ崎市コミュニティホール条例施行規則、茅ヶ崎市女性センター条例施行規則、茅ヶ崎市美術館条例施行規則、茅ヶ崎市勤労市民会館条例施行規則、茅ヶ崎市営体育施設条例施行規則、茅ヶ崎市福祉会館条例施行規則、茅ヶ崎市老人憩の家条例施行規則、茅ヶ崎市老人福祉センター条例施行規則、茅ヶ崎市茶室・書院条例施行規則及び茅ヶ崎市氷室椿庭園条例施行規則の相当規定により使用の手続をしたものとみなす。

附 則（平成 16 年規則第 53 号）

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 指定管理者の指定のために必要な行為は、この規則の施行前においても、改正後の茅ヶ崎市老人憩の家条例施行規則の例により行うことができる。

附 則（平成 26 年規則第 26 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

（茅ヶ崎市老人憩の家条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第 13 条 第 12 条の規定による改正後の茅ヶ崎市老人憩の家条例施行規則第 10 条第 1 項の規定は、施行日以後に

された同条第２項の規定による申請に係る利用料金の減免について適用し、施行日前にされた同項の規定による申請に係る利用料金の減免については、なお従前の例による。